

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿南市	福井	令和4年3月2日	令和5年3月3日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	489 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	209 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	266 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	63 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	169 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	58 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積を5ha程度下回っている。後継者不明(アンケートに未回答)の耕作面積と合わせると、174ha程度も少ない状態である。後継者不足、担い手の高齢化が課題となっていることから、今後、荒廃農地の増加も懸念される。新たな農地の担い手確保について引き続き検討していくことが必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域内の中心経営体のうち大規模に経営する1法人が、農地中間管理事業を活用して集積を進めている。後継者不足でリタイアする農業者には農地中間管理機構の制度の活用を促進し、今後も話し合いを続けることで集積・集約化を進めていく。

その他の地区は、新規就農者への支援も行いながら、担い手の確保と今後も拡大意向である認定農業者等を中心に農地集積を促進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、265筆、24haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人に、農地中間管理機構の制度の説明、活用を積極的に推進する。
中心経営体が耕作できなくなった場合には、別の受け手への貸付けにつなぐことができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への農地集積を進めていく。

その他

- ・人口減少・担い手不足解消のため「スマート農業」を推進する。
- ・水稻については、集積を促進し中心となる経営体の規模拡大を進める。
- ・圃場整備、水路整備等を要望し、耕作条件の向上を図る。
- ・新規青年就農者等の確保に努める。
- ・集落営農への取組も検討していく。
- ・今後も話し合い等の活動を推進して行い、定期的な見直しにより地域農業の課題を認識し、将来方針を決めるなど人・農地プランの内容の充実を図る。